

令和5年度旭川市農業委員会11回総会議事録

1 開催日	令和6年3月25日（月曜日）			
2 開催時間	午後1時30分開会 午後2時00分閉会			
3 開催場所	旭川市総合庁舎7階 大会議室C			
4 出席委員	27名			
	1番・橋本 幸博 5番・市田 敏行 9番・小出 範之 13番・請川 幹恭 17番・廣田 健太郎 21番・千代 圭 25番・前田 靖雄	2番・北原 浩美 6番・佐藤 純也 10番・中島 張 14番・石尾 卓也 18番・廣瀬 康行 22番・佐藤 博則 26番・山田 孝	3番・松原 朗 7番・佐藤 慎二 11番・湯浅 光二 15番・只石 博幸 19番・小竹 一茂 23番・鈴木 剛 27番・滝川 岳雪	4番・吉田 豪人 8番・川上 和幸 12番・楠 栄 16番・柿木 和恵 20番・山中 泰典 24番・高橋 一政
5 事務局職員	太田事務局長 西村副主幹	小浜事務局次長 稻場主査	栗山副主幹 荒主査	
6 傍聴人	なし			
7 議事録署名委員	20番・山中 泰典	21番・千代 圭		
8 議事内容	<ul style="list-style-type: none">(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について(3) 議案第3号 旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について(4) 議案第4号 令和6年度最適化活動の目標の設定等の策定について(5) 議案第5号 令和6年度旭川市農業委員会活動計画の策定について(6) 議案第6号 令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善意見案策定のための特定委員会の設置について(7) 報告第1号 あっせん候補者の登録について(8) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について(9) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について(10) 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について(11) 報告第5号 現地目証明願について（専決）(12) 報告第6号 農業者老齢年金裁定請求について			

○議長（山田 孝） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員数は27名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会は成立しております。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議席番号20番山中委員、21番千代委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページないし4ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転が7件、使用貸借権の設定が1件の合計8件です。

地区の内訳ですが、所有権移転は東鷹栖地区3件、江神地区1件、西神楽地区2件、東旭川地区1件、使用貸借権の設定は東鷹栖地区1件となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、先に審議いたします。

番号7番につきましては、佐藤絢也委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（佐藤 絢也） （佐藤絢也委員 退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

議案書の4ページ、番号7番につきましては、譲渡人が所有する農地を

譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。

議案補足資料7ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号7番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号7番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○委員（佐藤 純也） （佐藤純也委員 着席）

○議長（山田 孝） 佐藤純也委員が関係する案件について、決定いたしました。
引き続き、他の案件について審議を求める事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
議事参与の制限以外の案件について御説明いたします。
番号1番ないし3番及び5番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号4番及び6番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号8番につきましては、貸主が所有する農地を引き続き借主に無償で貸し付け、借主が経営の安定を図る案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページないし6ページ及び8ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし6番及び8番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒主査）

事務局。

日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは5ページないし38ページでございます。

所有権移転の3件は、東鷹栖地区、永山地区、西神楽地区で各1件、利用権設定の75件は、東鷹栖地区9件、永山地区31件、江神地区1件、西神楽地区13件、東旭川地区21件、合計78件となっております。

面積は、所有権移転が4.5ha、利用権設定が225.6ha、合計230.1haでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

所有権移転の番号2番及び利用権設定の番号33番につきましては、湯浅委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（湯浅 光二）

（湯浅委員 退席）

○議長（山田 孝）

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（荒主査）

事務局。

議案書の5ページ、所有権移転の番号2番は、農地移動適正化あっせん事業による売買、議案書の19ページ、利用権設定の番号33番は稼働力不足を理由とした新規案件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、所有権移転の番号2番及び利用権設定の番号33番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、所有権移転の番号2番及び利用権設定の番号33番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（湯浅 光二）

（湯浅委員 着席）

- 議長（山田 孝） 湯浅委員が関係する案件について、決定をいたしました。
- 続きまして、利用権設定の番号7番につきましては、川上委員に関係がありますので、一時退席をお願いいたします。
- 委員（川上 和幸） （川上委員 退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（荒主査） 事務局。
議案書の9ページ、利用権設定の番号7番は、稼働力不足を理由とした新規案件でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号7番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号7番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（川上 和幸） （川上委員 着席）
- 議長（山田 孝） 川上委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号53番につきましては、私に関係がありますので、一時退席いたします。
その間の議事進行につきましては、滝川副議長にお願いいたします。
- 議長（山田 孝） （山田議長 退席）
- 副議長（滝川 岳雪） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（荒主査） 事務局。
議案書の29ページ、利用権設定の番号53番は、借主を変更する案件でございます。
以上でございます。
- 副議長（滝川 岳雪） それでは、利用権設定の番号53番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

- 委 員 (意見なし。)
- 副議長（滝川 岳雪） それでは、利用権設定の番号 5 3 番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 議 長（山田 孝） (山田議長 着席)
- 副議長（滝川 岳雪） 山田議長が関係する案件について、決定をいたしました。
それでは、議事進行を再び山田議長にお願いいたします。
- 議 長（山田 孝） 引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒主査） 事務局。
所有権移転の内、議事参与制限の 1 件を除いた 2 件は農地移動適正化あつせん事業による売買、利用権設定の内、議事参与制限の 3 件を除いた 7 2 件は、期間満了による再設定が 3 9 件、解約再設定が 3 件、借主変更が 1 2 件、稼働力不足を理由とした新規案件が 1 8 件となっております。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号 1 番及び 3 番、利用権設定の賃貸借、番号 1 番ないし 6 番、8 番ないし 3 2 番、3 4 番ないし 5 2 番、5 4 番ないし 7 3 番、使用貸借の番号 1 番ないし 3 番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委 員 (意見なし。)
- 議 長（山田 孝） それでは、「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
-
- 議 長（山田 孝） 続きまして、日程第 3 議案第 3 号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第 3 議案第 3 号「旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明いたします。該当ページは、議案書が 3 9 ページ、議案補足資料が 9 ページでございます。
本件は、旭川市職員の定年年齢の引上げに伴い、当事務局に新たな職を設置しようとするもので、60 歳到達後最初の 4 月 1 日から、課長補佐職の職員を「専門官」として現行の副主幹と区別して補職しようとするものです。専門官の職務は、「上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理す

る。」とし、旭川市役所の全部局に渡る改正作業となります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「令和6年度最適化活動の目標の設定等の策定について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第4議案第4号「令和6年度最適化活動の目標の設定等の策定について」を御説明いたします。該当ページは、議案書が41ページ、議案補足資料が11ページないし13ページでございます。

本件は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定することとされているもので、補足資料の11ページには現在の体制と農家・農地等の概要を示しており、それぞれデータの確認や直近のデータへの更新を致しました。

12ページ及び13ページが目標項目となっており、項目と致しましては、大きく分けて、『農地の集積』、『遊休農地の解消』、『新規参入の促進』があります、それらに加えて最適化活動を行う日数目標等があります。

目標のうち、『(1) 農地の集積』につきましては、今月集計した直近の集積面積及び集積率がそれぞれ、12,891ha、94.1%で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で2023年度までの目標とされている80%，さらには昨年3月に当農業委員会で3年間の指針として定めました目標の93.8%も上回っており、良好な水準であります。

一方で、農業者の高齢化や後継者不足等による農地の処分に伴う分散化が懸念されており、現状の水準を維持することも不明確な状況にあります。

そのような状況においても、農地の集積率向上は地域農業の発展に不可欠なものであることから、現状の集積面積である12,891haに、先ほど申し上げた指針策定の際に、集積面積の1年分の増加目標値とした14haを加えた12,905ha、集積率にして94.2%を目標値といたしました。

次に、目標のうちの『(2) 遊休農地の解消』につきましても現状の遊休農地面積は0.9haで、集積率と同様、良好な水準であります。

目標値につきましては、現状の面積の5分の1とするよう規定されておりますので、0.18haとなります。

最後に、『(3)新規参入の促進』につきましては、今年度の新規参入者が2経営体で、指針で定めました年間1経営体を上回っており、良好な水準にあります。

目標値につきましては、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を記入するよう規定されておりますので、令和2年度から令和4年度までの3年間の平均1,305haの1割の130.5haとなります。

以上、3つの目標のほか、13ページ中段、2の(1)にあります最適化活動を行う日数目標についてですが、今年度と同様、農地利用最適化交付金の実施要綱で最高の評価点となる日数13日を来年度の活動日数目標いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「令和6年度旭川市農業委員会活動計画の策定について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第5議案第5号「令和6年度旭川市農業委員会活動計画の策定について」を御説明いたします。該当ページは、議案書が43ページ、議案補足資料が15ページないし19ページでございます。

本件は年次計画として、毎年度独自に定めているものであります。

内容といたしましては、前文で、水田活用直接支払交付金の見直しに係る農地の権利移動等に係る相談対応や畠地化した農地の荒廃農地化への懸念、令和7年度に施行する地域計画の指標となる目標地図素案の作成といった課題に取り組んでいくこととし、新たに、地域計画の施行に伴う農用地利用集積等促進計画案の策定に対応した事務手順への変更といった課題解消への取り組みを加えております。

また、10月に予定されている事務局の庁舎移転に十分留意し、農業委員会活動を円滑に推進していくことを加えております。

他に、「2 農政対策の推進」で、今年度の計画では、旭川市長との意見交換を行う等としたところを、来年度は3年ごとの旭川市長への意見書提出の年に当たりますので、特定委員会を設置し、「令和6年度農地等利用最適

化推進施策に関する意見書」を取りまとめ、旭川市長への意見書提出を行う、としております。

また、議案補足資料の18ページないし19ページにつきましては、例年の行事予定及び北海道農業会議の会議等開催予定表を参考にしながら、今年度の行事予定表を作成したものです。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第6議案第6号「令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善意見案策定のための特定委員会の設置について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稻場主査） 事務局。

日程第6議案第6号「令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善意見案策定のための特定委員会の設置について」を御説明いたします。議案書の該当ページは45ページ、議案補足資料は21ページ及び22ページでございます。

従前より当委員会におきましては、任期1年目と3年目に市長との意見交換会、任期2年目に意見書の提出を行うこととして参りました。

令和6年度は任期2年目となりますことから、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、当委員会として農地等利用最適化推進施策の改善について、旭川市へ意見書の提出を行うことを予定しており、先ほど5号議案「令和6年度旭川市農業委員会活動計画」の中で御決定をいただいたところでございます。

農業委員会として十分な議論を尽くした上で、意見提出を行ってまいりたいと考えておりますので、この改善意見案を策定するための特定委員会の設置について、御審議いただきますようお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、農地等利用最適化推進施策の改善意見案の策定につきまして、特定委員会を設置して実施することについて審議願います。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝）

それでは、農地等利用最適化推進施策の改善意見案の策定について特定委員会を設置して実施することについて決定いたします。

次に、特定委員会の構成につきまして、事務局から説明いたします。

○事務局（稻場主査）

事務局。

特定委員会の構成につきましては、前回と同様に、東旭川地区協議会から2名、他の地区協議会から1名ずつ、合計6名の地区協議会選出委員が特定委員として、また参与としまして会長、会長職務代理者が加わり、合計8名で構成したいと考えております。

以上でございます。

○議 長（山田 孝）

ただいま、事務局より特定委員会の構成について説明がありましたら、地区協議会からの特定委員選出につきましては、あらかじめ地区協議会会長を通じて地区協ごとに推薦をいただいておりますので、今後の日程案も含めて事務局から御報告いたします。

○事務局（稻場主査）

事務局。

各地区協議会より特定委員として推薦いただいた委員を御報告いたします。

東旭川地区協議会 13番 請川委員、14番 石尾委員

西神楽地区協議会 15番 只石委員

江神地区協議会 7番 佐藤慎二委員

東鷹栖地区協議会 10番 中島委員

永山地区協議会 11番 湯浅委員 でございます。

特定委員会設置後の大まかな日程につきましては、4月下旬頃に第1回特定委員会を開催し、正副委員長の互選と意見書提出日程案の協議を予定しております。その後、特定委員が中心となり6月上旬から中旬にかけて各地区協議会で検討していただいた意見を基に、特定委員会で協議を重ねて意見書案を作成し、8月26日開催予定の第5回総会において決定後、9月上旬を目途に旭川市長に手交することを予定しております。

以上でございます。

○議 長（山田 孝）

それでは、特定委員の選出について審議願います。御意見、御質問はございませんか。

○委 員

（意見なし。）

○議 長（山田 孝）

それでは、各地区協議会より推薦のあった6名の委員を特定委員とともに決定いたします。

○議 長（山田 孝）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第7報告第1号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒主査）

事務局。

日程第7報告第1号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案書の該当ページは47ページでございます。

本件につきましては、東鷹栖地区で1件の申出があり、議案書にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたら、御意見、御質問はございませんか。

○委 員

（意見なし。）

○議 長（山田 孝）

それでは、報告第1号を終わります。

○議 長（山田 孝）

次に、日程第8報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稻場主査）

事務局。

日程第8報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは49ページないし51ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に4件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区2件、永山地区1件、東旭川地区1件となっております。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたら、御意見、御質問はございませんか。

- 委 員 (意見なし。)
- 議 長 (山田 孝) それでは、報告第2号を終わります。
-
- 議 長 (山田 孝) 次に、日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局 (稻場主査) 事務局。
日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは53ページ、補足資料の該当ページは23ページないし30ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に8件の法人から報告書の提出がありました。
これらの法人につきましては、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議 長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委 員 (意見なし。)
- 議 長 (山田 孝) それでは、報告第3号を終わります。
-
- 議 長 (山田 孝) 次に、日程第10報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局 (稻場主査) 事務局。
日程第10報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは55ページないし61ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で1件、永山地区で1件、江神地区で2件、西神楽地区で3件、東旭川地区で6件、合計で13件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第5号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第11報告第5号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案書の該当ページは63ページ及び64ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が5件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外がありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第12報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稻場主査） 事務局。

日程第12報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案書の該当ページは65ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、新制度の老齢年金裁定請求が1件ありました。

請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農

業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第11回総会を閉会いたします。